

説明資料②

(保険会社の子会社等への与信に係る大口与信規制)

平成23年8月30日

金融庁総務企画局企画課保険企画室

【現行制度】

- 保険会社の財務の健全性を確保する観点から、特定の先に対する社債や貸付金等による運用の集中を排除するため、保険会社の同一人に対する資産の運用の額には、一定の上限が設けられている。【保険業法第97条の2第2、3項】
- ただし、金融庁長官の承認を受けた場合には、この限りではないこととされている。【保険業法施行規則第48条の3】

【同一人に対する資産運用の額の上限】

対象資産	限度額
社債・株式（出資を含む。）	合計で総資産の10%
貸付金・貸付有価証券	
預金（当座及び普通預金を除く。）	
債務の保証	
デリバティブ取引に係る運用資産（注）	
貸付金＋債務の保証	合計で総資産の3%

（注）当分の間適用しないこととされている。

※ 同一人には、同一人自身と特殊の関係のある者も含む。ただし、与信先が保険会社の子会社、保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子会社である場合には、単体で規制が適用。

※ 保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等又は当該子会社等による同一人に対する資産の運用について、合算した額に係る限度額が設けられている。

【参考：銀行法における大口与信規制】

- 銀行法における大口与信規制についても、保険会社と同様に、与信側、受信側それぞれにグループで合算して適用され、子会社等に対する与信については、単体で規制が適用されている。

【大口与信規制の適用のイメージ】

《与信側》

同じグループの複数社(子法人等及び関連法人等)の同一人に対する与信については、合算して規制が適用。

(計算方法)

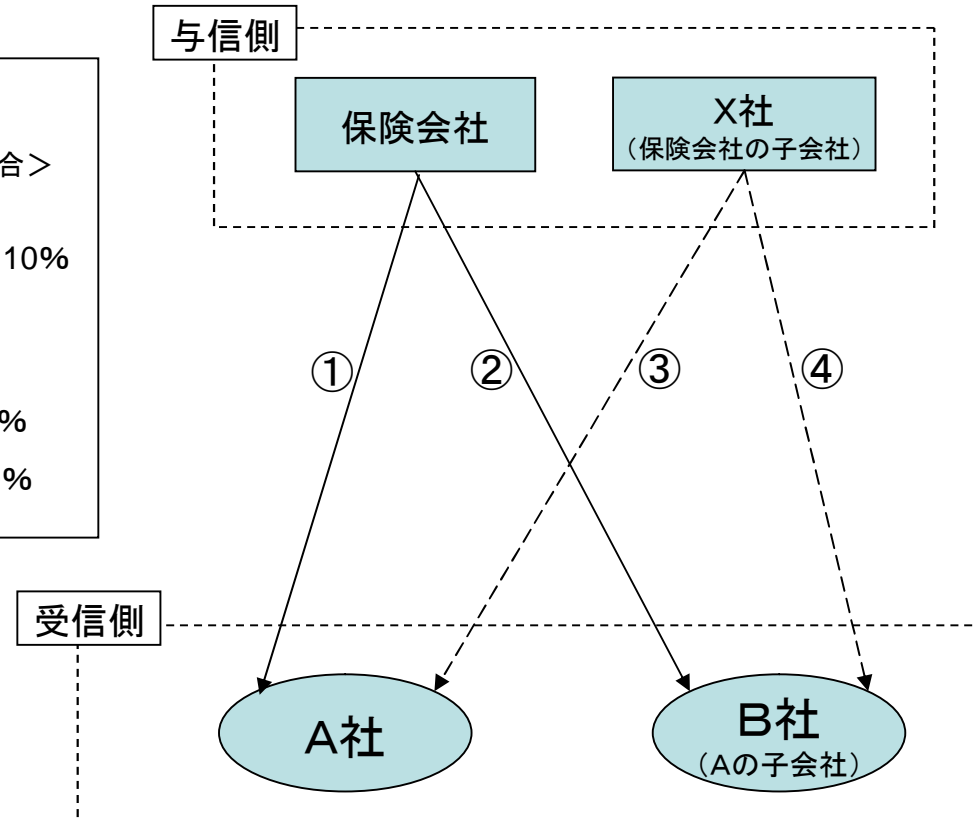
<ケース1: A社、B社ともに保険会社のグループ外の会社の場合>

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} \leq (\text{保険会社の総資産} + \text{X社の自己資本}) \times 10\%$$

<ケース2: A社、B社が保険会社の子会社の場合>

$$\textcircled{1} + \textcircled{3} \leq (\text{保険会社の総資産} + \text{X社の自己資本}) \times 10\%$$

$$\textcircled{2} + \textcircled{4} \leq (\text{保険会社の総資産} + \text{X社の自己資本}) \times 10\%$$



《受信側》

同じグループは合算して把握。ただし、保険会社の子会社、保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子会社である場合には、合算せずに、それぞれ単体で規制が適用。

【大口信用供与の状況】

最大与信先に対する資産運用の比率^(*)別の保険会社数（平成22年3月期）

（単位：社）

(%以上)～(%未満)	～1	1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～7	7～8	8～9	9～	計
【生保】	7	15	10	2	3	1	0	1	1	0	40
(構成比)	(17.5%)	(37.5%)	(25.0%)	(5.0%)	(7.5%)	(2.5%)	(0.0%)	(2.5%)	(2.5%)	(0.0%)	(100.0%)
【損保】	4	9	11	2	1	0	0	5	2	0	34
(構成比)	(11.8%)	(26.5%)	(32.4%)	(5.9%)	(2.9%)	(0.0%)	(0.0%)	(14.7%)	(5.9%)	(0.0%)	(100.0%)

【注】各保険会社の最大与信先に対する資産の運用の額を総資産の額で除した比率。

【現行規制に対する要望と検討にあたっての論点】

現行規制に対する要望

- 大口与信規制は子会社等も対象となるため、大規模M&Aが本規制に抵触する可能性がある。また、子会社再編時(子会社統合等)に本規制に抵触する可能性がある。
- 単体のソルベンシー・マージン比率規制では、子会社リスクは信用リスクとは別の補足方法がとられており、また、連結ソルベンシー・マージン比率規制導入により、子会社等の抱えているリスクも含めた資本充足の明示的検証も可能となる。
- したがって、子会社等については、本規制の対象外としてほしい。

論点

- 大口与信規制は、財務の健全性を確保する観点から設けられているものであるが、M&Aや組織再編の際の子会社への与信について規制を緩和することは、本規制の趣旨から問題ないと言えるか。また、銀行の大口与信規制との関係をどう考えるか。
- 当該規制緩和の是非について検討する際、連結ソルベンシー・マージン比率規制の導入により、保険会社の財務の健全性については、グループベースでの把握が可能となることをどのように評価するか。

參考資料

【ソルベンシー・マージン比率の概要】

- 保険会社は、一定程度の支払いの増加や金利の低下による収入減など「通常予測できる範囲のリスク」については、保険金を支払うために予め見込んで、「責任準備金(負債)」として積立している。
- 一方、大規模災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化などの「通常の予測を超えたリスク」に対しては「自己資本」・「準備金」で対応することとなる。
- ソルベンシー・マージン比率は、保険会社が、「通常の予測を超えたリスク」に対して、どの程度「自己資本」・「準備金」などの支払余力を有するかを示す健全性の指標
- 保険会社の早め早めの経営改善への取組みを促すため、200%を下回ると早期是正措置命令を発動

〔 支払余力 〕(マージン)

- ・ 資本金などの自己資本
- ・ 保険金の支払いの増加や資産の価格変動に対する準備金

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{マージンの総額}}{1/2 \times \text{リスクの総額}} \times 100$$

〔 リスク 〕

- ・ 保険リスク・・・実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうるリスク
- ・ 予定利率リスク・・・責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなるリスク
- ・ 資産運用リスク・・・運用環境の悪化による資産の減少や収入減のリスク(価格変動等リスク、信用リスク、子会社等リスク)
- ・ その他のリスク(経営管理リスク、最低保証リスク)

【子会社リスクについて】

○子会社リスクについては、以下のように信用リスクとは別のリスク係数が適用されている。

①信用リスク（保有する有価証券その他の資産について、相手方の債務不履行その他の理由により発生しうるリスク）

		与信先、発行体等	リスク係数
貸付金 債券 預貯金	ランク 1	a. 最上級格付け有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関 b. OECD諸国の中央政府及び中央銀行 c. 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 d. a～cに掲げる者の保証するもの e. 保険約款貸付	0.0%
	ランク 2	a. ランク 1 のaに該当しない国の中央政府、中央銀行及び国際機関 b. 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 c. 我が国及び外国の金融機関 d. BBB格相当以上の格付を有する者 e. a～dに掲げる者の保証するもの f. 抵当権付住宅ローン g. 有価証券、不動産等を担保とする与信 h. 信用保証協会の保証する与信	1.0%
	ランク 3	ランク 1. 2に該当せず、ランク 4に掲げる事由が発生していない先への与信等	4.0%
	ランク 4	破綻先債権 延滞債権 3ヶ月以上延滞債権 貸付条件緩和債権	30%

②子会社等リスク（子会社等への投資その他の理由により発生しうるリスク）

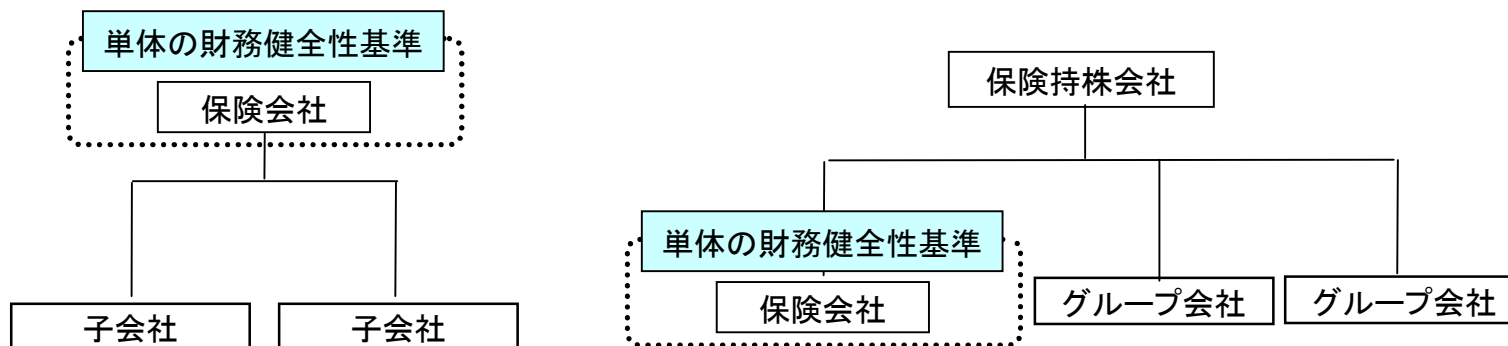
	事業形態	リスク対象資産	リスク係数
国内会社	金融関連業務	株式	15%
		貸付金	1.5%
	非金融関連業務	株式	10%
		貸付金	1.0%
海外法人	金融関連業務	株式	20%
		貸付金	6.5%
	非金融関連業務	株式	15%
		貸付金	6.0%
上記にかかわらず破綻先等に該当する子会社等		株式	100%
		貸付金	30%

【保険会社の連結財務規制について】

現 状

- 財務健全性基準(ソルベンシー・マージン基準)は保険会社単体のみ。

※監督上の措置(行政命令、報告徴求・検査)はグループ・ベースで導入済み。



連結財務健全性基準の導入

- 保険会社または保険持株会社を頂点とする全てのグループを対象として、連結財務健全性基準(連結ソルベンシー・マージン基準)を導入。 ※平成24年3月期から適用。

